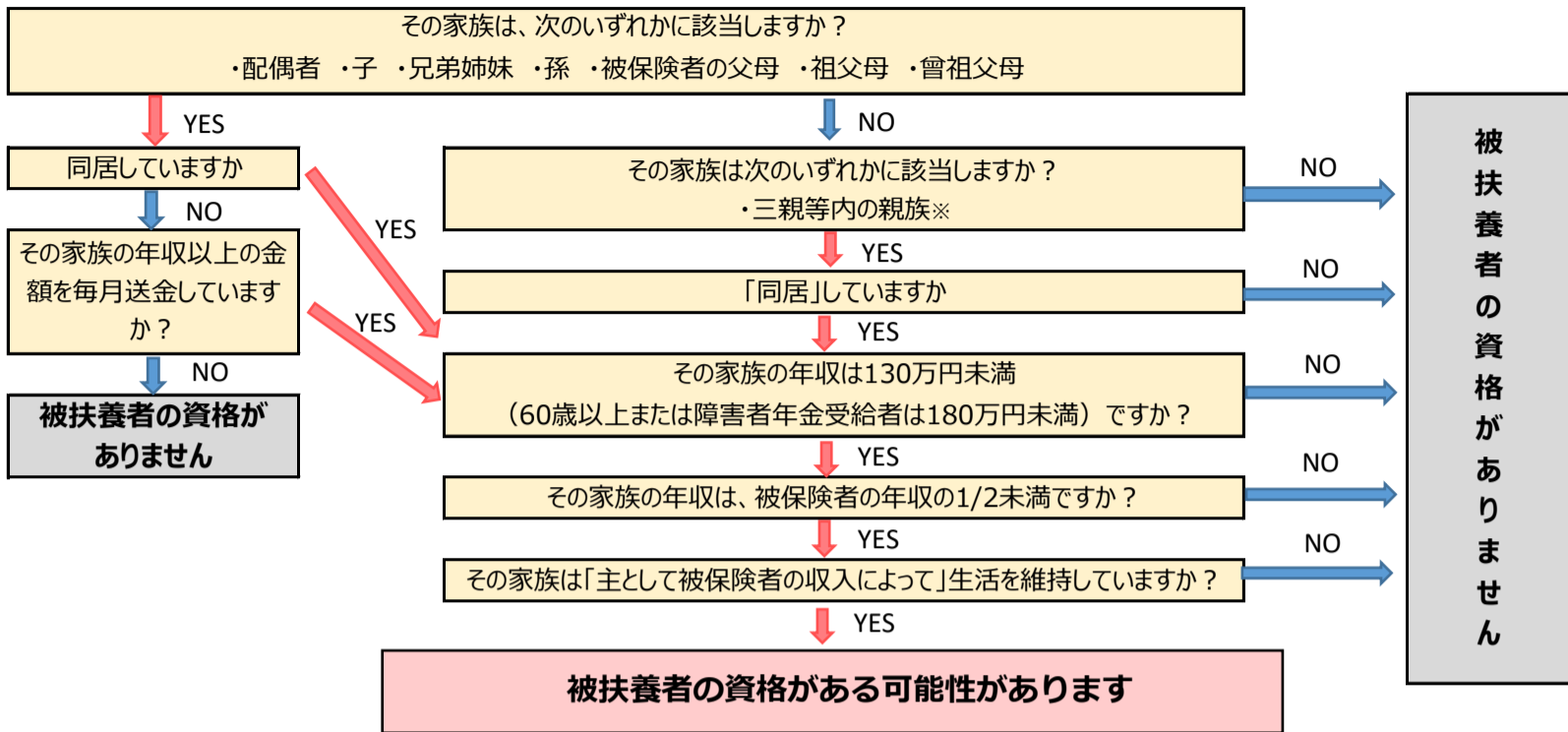


被扶養者の認定基準について

被扶養者として認められるには、日本国内に住所があり、「主として被保険者の収入によって生活をしていること」が必要です。
被扶養者としての資格があるか、事前にご確認ください。



※三親等内の確認は、HP『健康保険の資格⇒被扶養者になるとき、または被扶養者でなくなるとき⇒被扶養者の範囲』をご覧ください。

○被扶養者の収入基準

I 同居している場合

- ① 扶養家族の年収が130万円未満（60歳以上または障害年金受給者は180万円）であること。
- ② 扶養家族の年収が被保険者の年収の1/2未満であること。

II 別居している場合

- ① 扶養家族の年収が130万円未満（60歳以上または障害年金受給者は180万円）であること。
- ② 扶養家族の年収が被保険者からの送金額より少ないこと。

扶養家族の年収が130万円未満とは、**月額にすると108,334円未満、日額にすると3,612円未満**となります。

申請時点の収入が今後1年間続いたと考えて、収入基準の130万円（もしくは180万円）を超えるかどうかをご判断ください。
雇用保険からの失業給付金や、健康保険からの傷病手当金、出産手当金等の休業補償を受けている場合、受給期間中は原則認定対象外です。ただし、基本手当日額が3,612円未満（60歳以上または障害年金受給者は5,000円未満）の場合は、扶養申請が可能です。

